**資料③　研修講座「学習指導（授業改善）」　余市町立旭中学校　岡村　真哉　教諭**

社会科学習指導案

日　時　平成３０年８月２９日（水）５校時

場　所　余市町立旭中学校　３年Ａ組教室

生　徒　３年Ａ組　２５名

　指導者　教諭　岡村　真哉

**１．単元名　「第２章　個人の尊重と日本国憲法　　２節　人権と共生社会」**

**「２　平等権－共生社会を目指して」**

**２．単元について**

　　本単元では，日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」について，日本国憲法の規定を中心に取り上げた。日本国憲法では，「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によって確立されたものであり，「侵すことのできない永久の権利」として保障している。基本的人権の内容には，自由権・平等権・社会権などの権利があり，また，現代社会の進展によって，環境権や知る権利などといった「新しい人権」が生まれてきている。基本的人権を抽象的な理解でおわらせないために，多様な事例を取り上げることで，人権が身近な生活に密接に関わっていることや，人権をめぐる日本の現状に気づかせたい。

学習全般を通して，過去の判例や時事を積極的に取り入れ，学習内容を身近なものにしていくことや，権利同士の衝突（対立）からどのように解決（合意）にいたっているのかを考えさせたり，その際「効率」「公正」の視点が生かされているのかどうかを検証させたりするなど，多様な事例を切り口として，多面的･多角的に考察し，よりよい社会や未来の平和の構築に向けて自分なりに考え，判断する力を育てたい。

**３．生徒の実態について**

　　読解力を支える語彙力の不足など，基本的・基礎的な知識が十分に身についていない現状が見られる。授業への取り組みは真面目であるが，自分の考えを発信することに苦手意識を持つ生徒が多く，話し合い活動を行っても，なかなか深まらない場面も見られた。これは，言語活動の訓練が不足しているだけではなく，基本的な知識を定着させることができていなかったことも原因として考えられる。これらの課題を解決するために，今年度は２～３名一組のグループ学習を取り入れている。話し合い活動に必要な能力を身につけさせるとともに，話し合い・教え合いの中で知識の定着を図っている。現段階では，資料やデータを参考にして自分の考えを持つことができているが，それをさらに相談して練り合うまでには至っていない。既習事項を生かして自分で考えを持ったうえで，他者の考えを聞きさらにより論理的に，しっかりとした根拠を持って考えることができるよう，継続して取り組ませていきたい。

**４．授業改善とのかかわり**

余市町立旭中学校重点教育目標

「見通しをもって考え，判断し，行動する，自分を高め続ける生徒

研究主題　　「自ら考え，進んで伝え合い，学習内容を深く理解する生徒の育成」

～アクティブラーニングの視点に立った授業改善～

　　余市町立旭中学校での授業改善の取り組み

　　①授業の流れの統一　：課題の提示→自分の意見の形成→意見交流→振り返り・評価

　　②学習シートの活用　：授業の最後に学習内容を振り返り，まとめ，自己評価する

　　③学習過程の工夫　　：言語活動・話し合い活動の意図的な設定

　　④全国学力・学習状況調査等の調査結果を踏まえたＰＤＣＡサイクルの実施

　　　　　　　　　　　　：課題を克服するための指導計画の振り返り

　　　②の学習シートに，単元で扱う学習内容を事前に提示し，授業後に振り返った内容をまとめ自己評価を行っている。中学校社会科では「持続可能な社会」，「社会参画」，「公正」，「効率」といった観点で社会的事象を捉え考えることができる生徒の育成を目指している。学習内容をまとめることは多くの生徒ができているが，未来に向かって自分の考えをまとめることができている生徒は少ない。本単元では，男女平等を課題として扱う。1985年に男女雇用機会均等法が制定され，雇用における女性差別が禁止されてから，女性が社会で活躍する環境は整備されてきている。それでも賃金面や育児と仕事を両立させることが難しい状況は続いており，この状況を改善するために何ができるか自分なりの将来に向けた考えを持たせる場面を設定した。

**５．学習指導要領との関わり**

Ｃ　私たちと政治

　　⑴ 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

　　　　対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

　　　ア　次のような知識を身に付けること。

　　　　ア 人間の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深め，法の意義を理解すること。

　　　　イ 民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解すること。

　　　　ウ 日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

　　　　エ 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。

　　　イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

　　　　ア 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し，表現すること。

**６．単元の目標と評価規準**

●個人を尊重し，共生社会を実現するために自分たちにできることについて考えさせ，社会の形成者として自ら進んで関わろうとする態度を育てる。

●個人の尊重や公共の福祉になどについて，多様な手法を使って話し合いや意見交換を行わせ，多面的・多角的に考察させることを通して，より深い人権意識を持たせる。

●日本国憲法に定められている基本的人権の種類やその内容について，具体的な事例を通して理解させる。

●読み物資料や新聞記事などを活用させて，部落差別や民族差別，女性や障がいのある人たちなどに対する差別問題の現状と，その解決に向けた取り組みについて理解させる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社会的事象への  関心・意欲・態度 | 社会的な思考・判断 | 資料活用の技能・表現 | 社会的事象についての知識・理解 |
| 個人が尊重され，ともに助け合って生きる社会（共生社会）を実現するために自分にできることについて，意欲的に考えたり，話し合ったりしている。  日本国憲法に定められている基本的人権と身近な社会生活とのつながりに関心を持ち，具体的な事例を意欲的に探したり，調べたりしている。 | さまざまな差別問題の内容と差別撤廃への取り組みについて調べ，差別を許さない社会を創るにはどうしたらよいか，話し合いなどを通して多面的・多角的に考察し，意見交換をしたり，レポートにまとめたりしている。  ランキングなどの多様な活動を行う中で，自分の考えを，根拠を挙げて分かりやすく表現している。 | 読み物資料や新聞記事，統計資料などから，基本的人権に関する課題について読み取り，その過程や結果をノートに適切にまとめたり，分かりやすく発表したりしている。 | 日本国憲法に定められた基本的人権について，具体的な生活と関連づけて理解するとともに，自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識し，その知識を身につけている。 |

**７．単元の指導計画及び評価計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時 | ねらい | 学習内容  ○指導　□言語活動 | ◎見方・考え方  ◇基礎・基本 |
| １基本的人権と個人の尊重 | 基本的人権の考え方や個人の尊重の原理に関心を持ち，意欲的に追究する。  ハンセン病の事例などを通して，憲法による人権の保障が，社会的弱者を差別などから救済するためのよりどころとなっていることを理解する。 | ○ハンセン病訴訟の新聞記事から問題となることを読み取らせる。  「基本的人権の尊重」はなぜ日本国憲法の原則となっているのだろうか  ○日本国憲法第１３条・１４条の条文を確認する。  □子供の権利条約を読み，なぜこの条約が制定されたか考えさせる。  □「基本的人権の尊重」の意義についてまとめる。  「基本的人権の尊重」は個人を尊重して、弱い立場の人々の人権を守るために制定された | ◇基本的人権  ◇個人の尊重  ◇法の下の平等  ◎比較・関連  ◇子供の権利条約 |
| ２平等権① | 差別問題とその解決への取り組みについて，具体的な事例を通して，関心を高める。  差別をなくすためにどのような努力が行われており，自分には何ができるか考え，分かりやすく表現する。 | ○ポスターの「時の経過では解決できないことがあります」に注目させ，この意味について考えさせる。  人権を守り、差別をなくすために大切なことは何だろうか  ○３つの人権課題について，それぞれの歴史的経緯，差別の現状，差別解消に向けた取り組みを調べさせる。  □３つの人権課題の差別解消の取り組みで，共通することについて話し合わせる。  差別を解消するためには、法や制度を整備するとともに、私たちの自覚と行動が大切である | ◇平等権  ◇アイヌ文化振興法  ◎比較・関連 |
| ２平等権②本時 | 差別をなくすためにどのような努力が行われており，自分には何ができるか考え，分かりやすく表現する。 | ○資料から，日本の女性をめぐる社会的な状況について読み取らせる。  女性の社会進出が難しいのはなぜだろう  ○女性が社会進出する上での課題について考えさせる。  ○男女雇用機会均等法，男女共同参画社会基本法について確認する。  □男女が対等に社会参画するために，これからどうすればよいか考えさせる。  女性が社会進出するために、固定した性別役割分担の考えをなくし、育児と仕事を両立できる環境を整備することが大切である | ◎比較・関連  ◇男女雇用機会均等法  ◇男女共同参画社会基本法  ◎公正 |
| ２平等権③ | 差別問題とその解決への取り組みについて，具体的な事例を通して，関心を高める。  差別をなくすためにどのような努力が行われており，自分には何ができるか考え，分かりやすく表現する。 | ○身体が不自由な人や障がいのある人のために配慮されていることをあげさせる。  どんな人でも暮らしやすい社会を作るために必要なことはなんだろう  ○ユニバーサルデザインについて確認する。  □生活しやすいバリアフリーの環境について考えさせる。  言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあい、ともに助け合う共生社会を築いていくことが必要である | ◇ノーマライゼーション  ◇障碍者基本法  ◇ユニバーサルデザイン  ◇バリアフリー  ◎公正 |
| ３自由権 | 自由について多様な考え方や価値観があることについて，話し合いを通して多面的・多角的に考察する。  日本国憲法が定める自由権について，具体的な事例を通して理解する。 | ○９つの自由を順位付けさせ，その理由をグループ内で発表させ話し合わせる。  自由権はなぜ大切なのだろう  ○資料６を基に自由権について説明する。  □自由権の成立がどのような歴史とかかわりがあるのか振り返らせる。  ・キリスト教の弾圧・自白の強要  ・職業選択，居住，移転の制限  ○自由権の大切さについてまとめる。  過去の人権抑圧を繰り返さないために自由権は日本国憲法で明記されている | ◇自由権  ◎時間的（過去との対比）  ◇精神の自由  ◇身体の自由  ◇経済活動の自由 |
| ４社会権 | 統計資料などを基に，経済格差の拡大と生存権との関わりについて読み取る。  日本国憲法が定める社会権について，具体的な事例を通して理解する。 | ○「人間らしい生活」とは何かを問う。  社会権が成立した背景を考えよう  □生存権の内容を説明し，「健康で文化的な最低限度の生活」をおくるために必要なものを考えさせる。  ○教育を受ける権利，勤労の権利を日本国憲法で確認する。  □労働基本権がどのような歴史とかかわりがあるのか振り返らせる。  社会権は、人々に人間らしい生活を保障するために制定された。 | ◇社会権  ◎比較・関連  ◇生存権  ◇生活保護法  ◇教育を受ける権利  ◇教育基本法  ◇勤労の権利  ◇労働基本権 |
| ５人権保障を確かなものに | 新聞記事などを基に，参政権や請求権が人権保障を確実にすることとどのように結び付いているか考察し，説明する。  日本国憲法が定める参政権と請求権について，具体的な事例を通して理解する。 | 人権の保障を確かなものにするために、どのような権利が保障されているのだろう  ○参政権について確認する。  □裁判を受ける権利が無かったら，どのような問題が起こるか，グループで話し合う。  ○国の行為によって不当に損害を受けた場合に，人々を助ける制度について説明する。  日本国憲法では、参政権や請求権が定められ、人権を保障する仕組みが整えられている。 | ◇参政権  ◇選挙権  ◇被選挙権  ◇裁判を受ける権利  ◎公正  ◇国家賠償請求権  ◇刑事補償請求権 |
| ６「公共の福祉」と国民の義務 | 公共の福祉による人権の制限はどの程度まで許されるか，具体的な事例を通して考えるとともに，人権を守り育てる責任の重要性に気づく。  日本国憲法における公共の福祉の考え方や国民の義務について，具体的な事例を通して理解する。 | ○人権が対立する際，どう解決すればよいか考えさせる。  人権はどのようなときに制限されるのだろう  ○日本国憲法の公共の福祉の考え方を確認する。  □教科書の例から，公共の福祉による人権の制限について話し合わせる。  ○日本国憲法の三大義務を確認する。  人権は他人の人権を侵害する場合に、同じ社会の中で生活していく必要から制限されることがある | ◇公共の福祉  ◎効率・公正  ◇普通教育を受けさせる義務  ◇勤労の義務  ◇納税の義務 |

**８．本時**

**（１）目標**

●差別をなくすためにどのような努力が行われており，自分には何ができるか考え，分かりやすく表現する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【社会的な思考・判断・表現】

**（２）展開**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動・内容 | ●教師の支援◎見方・考え方◆評価規準 |
| 導入５ | ○一日あたりの男性の育児時間の国際比較，日本の男女の育休取得率のグラフを見せ，何を示しているか考えさせる。  ○育児時間が国際的に見て少なく，男性の育休取  得率も約３％であることを確認する。 | ●グラフ資料の提示。  ◎比較・関連「諸外国」「男性と女性」 |
| 展　開35 | なぜ男性は育児に係る割合が少ないのだろう  ○教科書の「女性の年齢別の働いている割合」，「男女の年齢別賃金」のグラフから，日本の女性をめぐる社会的な状況について読み取らせ，ペアで交流させる。  ・日本の女性は３０～３９歳の人が働いている割合が、諸外国と比べて低い。  ・諸外国は働く女性の割合が高い。  ・男性より女性の方が、賃金が全体的に少ない。  女性の社会進出が難しいのはなぜだろう  ○女性が社会進出する上での課題について，自分の考えをまとめ，グループで交流し，全体に発表させる。  ・育児休業の促進　・保育所の整備  ・女性の給料を引き上げる　・男女差別  ○男女雇用機会均等法，男女共同参画社会基本法について確認する。 | ●指定した資料を踏まえて考えるよう支援する。  ◎比較・関連「諸外国」「男性と女性」  ●各自のまとめを生かしてグループの意見を作製させる。  ●生徒から提示された意見を板書し，まとめる  ●自分なりの根拠を持って考えをまとめさせる。 |
| まとめ10 | 女性の社会進出を進めるための提案をまとめよう  ○女性の社会進出を進めるために，どうすればよいか，自分の考えをまとめさせる。  ・固定した性別役割分担の考えをなくす。  ・育児と仕事を両立できる環境を整備する。  ○次時の予告 | ◎社会参画  ◆話し合いを通して多面的・多角的に考察するとともに，差別をなくすために自分にできることを考え，まとめている。（思考・判断・表現）  ●ワークシートを回収する。 |